家計急変理由書

令和５年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 保護者等氏名 |  |
| 対象となる  高校生等氏名 |  |
| 学校名 |  |

次の理由により、保護者等全員の年収見込について、「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当することとなったため、神奈川県高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）を申請します。

**家計急変世帯対象給付に係る提出書類一式の記載内容は事実に相違ありません。**

**（自署　保護者等１）**

**（自署　保護者等２）**

**１　家計急変の事由発生日（令和４年１月以降）**

|  |
| --- |
| 令和　　　　年　　　　　月　　　　日 |

※　事由発生日とは

離職であれば**「離職日」**、廃業であれば**「廃業日」、**給与所得者の収入減であれば**「給与の支給日」**、個人事業者の収入減であれば**「売上締日」**、離婚であれば**「離婚届が受理された日」**、その他であれば**「事由が発生した日」**を記載してください。

**２　申請理由**　該当するものに「○」をつけてください。

**申請理由によって、発生事由を確認する書類（３提出書類一覧表参照）の提出が必要です。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① |  | （給与所得者）  解雇または減額等の場合（ただし定年退職は対象外） |
| ② |  | （個人事業者）  自ら経営する会社等の倒産または業績悪化等の場合 |
| ③ |  | 保護者等の離婚（死別）等により世帯収入が減少した場合（別居等によるものは対象外） |
| ④ |  | 保護者等の傷病等により収入が減少した場合 |
| ⑤ |  | その他（上記以外の場合はこの欄に理由を具体的に記載してください） |

※　申請後に家計急変事由が解消され、住民税所得割非課税相当ではなくなった場合は速やかに申請書類の提出先までご連絡ください。

**３　提出書類一覧表**

**◎…提出必須　　 〇…いずれかを提出　 　△…該当する場合にのみ提出**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 添付書類（いずれもコピーで可）・留意事項 | | |
| １ | 高校生等奨学給付金受給申請書（第１号様式） | 在学証明書は、認定基準日（家計急変した翌月の１日）を記載※家計急変事由が7月1日以前の場合は7月1日 | | ◎ |
| ２ | 振込先登録用紙（第２号様式） | 振込口座番号が分かる通帳ページ | | ◎ |
| ３ | 家計急変理由書（様式A）  **この理由書に右の書類を添付** | 給与所得者 | 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、減額通知書、診断書等 | 〇 |
| 個人事業者 | 廃業等届、破産宣告通知書、公的支援金受給証明書、診断書等 |
| 離婚 | 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、離婚届受理証明書 |
| ４ | 家計急変前の収入を証明する書類 | ＜**保護者等全員分**（父母がいる場合、父母２名分）＞  令和５年度の次のいずれか**（非課税世帯証明は不可）**  ・市民税・県民税課税証明書  ・市民税・県民税特別徴収税額通知書  ・市民税・県民税税額決定・納税通知書 | | ◎ |
| ５ | 家計急変後の収入を証明する書類(様式B、勤務先作成の任意様式いずれか)（※１）  **この様式に右の書類を添付** | 給与所得者 | 勤務先が証明書を作成できない場合は、給与明細書、賞与支給明細書等（※２） | 〇 |
| 家計急変後の収入を証明する書類（税理士または公認会計士作成の証明書、証明書がない場合は様式Cに右の書類を添付）（※１） | 個人事業者 | ・必要経費がわかる帳簿等（※２）  ・税理士、公認会計士が作成した証明書等がない場合で、所得の種類が複数ある方は様式Cの補完書類として、**（様式C　別添）を所得の種類ごと**に作成し、根拠となる書類とともに提出 |
| ６ | 扶養誓約書（様式D）  **この様式に右の書類を添付** | 記載した家族全員分の健康保険証（※３）  （保険証等コピー貼り付け台紙に貼付） | | ◎ |
| ７ | 収入状況申立書（様式E） | 無収入の期間があり、証明の手立てがない方のみ提出 | | △ |
| ８ | 委任状（権限委譲用） | 振込先指定口座が保護者等や生徒本人の場合は不要 | | △ |
| ９ | 委任状（未済用） | 学校納付金に未済がない場合は不要 | | △ |

（※１）家計急変月を含む連続した最低３月分以上を記載してください。

（※２）家計急変月を含む連続した最低３月分以上の給与明細書の提出（個人事業者の場合は帳簿等）が必要です。賞与の支払があった場合には、合わせて提出してください。ただし、勤務先、税理士、公認会計士が作成した証明書を提出する場合には、添付書類は不要です。

(※３）保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒く塗りつぶしてください。